

日立市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

日立市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、職員が仕事と育児を両立しやすい勤務環境の構築をより一層推進するため、本条例を制定するものであります。

日立市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する
条例

(日立市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 日立市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第 20 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項の規定による部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項中「第 15 条の 4」を「第 15 条の 2」に、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 20 条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 20 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 会計年度任用職員以外の職員 77時間30分

(2) 会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学

の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 2 1 条中「部分休業」を「育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第 2 2 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 2 2 条 育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

(日立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 日立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「第 1 5 条の 2 第 1 項」を「第 1 9 条第 1 項」に改める。

第 1 9 条を第 2 2 条とし、第 1 8 条を第 2 1 条とし、第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 1 8 条 任命権者は、日立市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）第 2 3 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知ら

せるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 日立市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第 15 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 19 条とする。

第 15 条の 3 を第 20 条とし、第 15 条の 4 を第 15 条の 2 とする。

（日立市企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 日立市企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（日立市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 1 条の規定による改正後の日立市職員の育児休業等に関する条例第 20 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

参 考

改 正 要 旨

1 部分休業の取得方法の多様化

- (1) 既存の部分休業の取得方法（始業から又は終業までの連続した時間に限り、1日につき2時間を超えない範囲で取得する方法）を第1号部分休業とした上で、始業から又は終業までの連続した時間に限り取得可能とする要件を廃止し、勤務時間の途中からでも取得可能とすることとした。
- (2) 新たな部分休業の取得方法として、第2号部分休業（職員の1日当たりの勤務時間に応じ、1年につき10日相当を超えない範囲で取得する方法）を設けることとした。

2 妊娠、出産等の申出をした職員等に対する措置

任命権者は、妊娠、出産等の申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、次の措置を講じなければならないこととした。

- (1) 仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供
- (2) 仕事と育児の両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
- (3) 職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置
- (4) (3)により意向を確認した事項への配慮

※ 仕事と育児の両立支援制度等

育児休業や部分休業など、仕事と育児の両立に資する制度又は措置